

一般社団法人 日本数学会 終身会員規程

2012年9月18日 評議員会

2012年11月10日 理事会

2024年11月2日 理事会

2025年3月18日 総会

(趣 旨)

第1条 長年におわたって会員であった方々に感謝するとともに、将来も学会活動への参加を継続していただくため、終身会員制度を設ける。

(対 象)

第2条 25年以上の在会期間を有し年齢が65歳を超えた正会員で、第4条に定める終身会費を一括納入し、理事会が承認した者を、終身会員と称する。

注) 終身会員は呼称であり、定款に定める会員種別ではない。

(資 格)

第3条 年会費納入義務がないことを除けば、終身会員の資格権利は、一般の正会員と同一である。

(年会費)

第4条 一括払いの終身会費は、75歳以上は無料、65歳以上75歳未満の場合は、13,000円×(75－申請時の年齢)とする。終身会員として承認されれば、それ以後の年会費は徴収しない。

(資格の取り消し)

第5条 終身会員が著しく社会規範にもとる行為を行った場合、理事会の議決を経て終身会員の資格を取り消すことができる。

(その他)

第6条 本規程の改廃は理事会の議決により実施する。

第7条 本制度は平成25年度より実施する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。